

令和6年1月31日(水)

令和5年度第3回 沖縄県国民健康保険運営協議会

# 沖縄県国民健康保険運営方針 (第3期) (素案) に係る 市町村等意見に対する県の考え方

沖縄県 保健医療部  
国民健康保険課

# 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に係る市町村等意見について

（都道府県国民健康保険運営方針）

国民健康保険法第82条の2 第1項

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

- **市町村意見照会（1回目）** 令和5年3月29日～4月26日  
○本文等への意見 39件 ○自由意見 3件 ○その他意見  
(R5.2理事者等会合にて宜野湾市長から3件要望)
- 沖縄県国民健康保険運営連携会議（事務担当者会議（第3期国保運営方針））  
令和5年5月25日（木） ※web方式 出席：35市町村・国保連合会
- 令和5年度第1回 沖縄県国民健康保険運営連携会議（主管(部)課長会議）  
令和5年7月19日（金） ※八汐荘・web併用 出席：40市町村・国保連合会
- 令和5年度第2回 沖縄県国民健康保険運営連携会議（主管(部)課長会議）  
令和5年11月21日（火） ※八汐荘・web併用 出席：39市町村・国保連合会
- **市町村意見照会（2回目）** 令和5年12月14日～27日  
○本文等への意見 33件 ○自由意見 4件
- 沖縄県国保共同クラウドに関する意見交換会  
令和6年1月18日（木） ※web方式 出席：同クラウド共同利用の8市町村・保守ベンダ・国保連合会
- 令和5年度第3回 沖縄県国民健康保険運営連携会議（主管(部)課長会議）  
令和6年1月31日（月） ※八汐荘・web併用

# 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に係る市町村等意見について ①

（都道府県国民健康保険運営方針）

国民健康保険法第82条の2 第6項

都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。

## ➤ 市町村等意見照会（1回目） 令和5年3月29日～4月26日

(1) 本文等への意見 39件

(2) 自由意見 3件

(3) その他意見（R5.2理事者等会合にて宜野湾市長から3件要望）

○法定外繰入 6件 ○保健事業の強化 5件 ○市町村の負担軽減策 6件

		意見等											計	県の考え方			
		那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	糸満市	西原町	豊見城市	南風原町	与那国町	南城市	国保連合会		沖縄県健康長寿課	①原文のとおりに（修正なし）	②意見等を踏まえ修正	③その他
第1章	2	1	1										2	1	1		
第2章	1							1					1		1		
第3章	7	5					2						7	5	1	1	
第4章	9	3	2		1	1	2						9	8	1		
第5章	8	6		1				1					8	4	1	3	
第6章	3	2	1										3		3		
第7章	2		2										2		1	1	
第8章	4	1										3	4	1		3	
第9章	3		1									2	3	1	2		
第10章																	
計	39	18	7	1	1	1		4	2			3	2	39	20	11	8
自由意見	3		○						○		○						
その他意見1	6	○		○	○		○	○		○							
その他意見2	5	○		○	○			○		○							
その他意見3	6	○		○	○		○	○		○							

※市町村は保険者番号順

# 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に係る市町村等意見について ②

（都道府県国民健康保険運営方針）

国民健康保険法第82条の2 第6項

都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かなければならない。

## ➤ 市町村等意見照会（2回目） 令和5年12月14日～27日

(1) 本文等への意見 33件

(2) 自由意見 4件

		意見等								計	県の考え方		
		那覇市	沖縄市	浦添市	名護市	糸満市	豊見城市	南城市	国保連 合会		①原文のとおり (修正なし)	②意見等を 踏まえ修正	③その他
目次	1						1			1	1		
第1章													
第2章	4						3		1	4		4	
第3章	6	2					3		1	6	4	2	
第4章	9	1	1		1	2	3	1		9	7	2	
第5章	2	1					1			2		2	
第6章	5						3		2	5	1	4	
第7章	2						1		1	2	1	1	
第8章	4								4	4		4	
第9章													
第10章													
計	33	4	1		1	2	15	1	9	33	14	19	
自由意見	4			1			3						

# 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に係る意見照会（2回目） 市町村等意見に対する県の考え方について

## 1 提出件数

(1) 御意見・質問等 33件 (2) 自由意見 4件

令和5年12月14日付け保国第567号

## 2 御意見・質問等 計 33 件

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見 (修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方 (意見処理方針案)
1	29 豊見城市	目次			<目次> 第2章「4 世帯の所得階層分布」頁が本文と合致しておりません(8→7)。 ※以降の項目についても頁のズレが見受けられます。	「4 世帯の所得階層分布」以降の全項目について、頁がずれているため修正の必要性を感じます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 (御意見どおり)
2	沖縄県国民健康保険団体連合会	第2章 2 被保険者の年齢構成及び職業	3	16	引き続き減少傾向にある。の引き続きを削除	新旧対照表との相違	B:提案		②意見等を踏まえ修正 (御意見どおり)
3	29 豊見城市	第2章 2 被保険者の年齢構成及び職業	4	9	「～全国で最も高い～、～全国で最も低く～」図表2-5の全国は、平均値である為、「最も」と表現するには根拠が弱いと感じます。	「最も」を記載したい場合は、図表に一番低い・高い都道府県を追記する。若しくは、「最も」を削除し、「全国と比較し高い」「全国と比較し低く」などの表現に変更したほうが良いと感じます。	B:提案		②意見等を踏まえ修正 図表2-5下に沖縄県の全国順位がわかるよう、3つ順位を下記のイメージで記載。 ・0～19歳の割合 1位:沖縄県(16.1%)、2位:○県( )、3位:○県( ) ・65～74歳の割合 45位:○県( )、46位:○県( )、47位:沖縄県(30.8%)
4	29 豊見城市	第2章 3 一人当たり課税標準額 (所得)	6		図表2-7 単位の記載が見当たりません。	図表2-7に単位を追記したほうが良いと感じます。 例: (単位:千円)	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 図表2-7 単位を追記
5	29 豊見城市	第2章 4 世帯の所得階層分布	7		図表2-10 沖縄県の数値合計が「99.9%」となっております。	図表2-10 沖縄県の数値合計を「100%」となるよう端数調整をしたほうが良いと感じます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 図表2-10を修正
6	沖縄県国民健康保険団体連合会	第3章 1 医療費の動向と将来の見通し	16	7	増加する見通しであるが、被保険者数は今後も被用者保険の適用拡大が予定されていることから、さらに	今後も以降は被保険者数のことを言っている。総人口のことを続けて言っている感がある。	B:提案		②意見等を踏まえ修正 ※「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」が令和5年12月27日公表により、図表3-16についても時点修正。

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
7	29 豊見城市	第3章 3 財政安定化基金の運用	20	26	次の規定を削除 「また、決算剰余金等の留保財源が生じた場合は、市町村と協議の上、その一部を特例基金に積み立て、後年度の納付金の平準化に活用することができる。」	普調交付金乖離問題(累積財源不足額55億円)について、これまで乖離理由について合理的な説明がないこと、加えてその補填策や財源確保策(制度的担保)が示されない中、乖離分を納付金へ転嫁することを前提に生ずる「決算剰余金等の留保財源」を見込むことは妥当ではないため。なお、転嫁を前提とせず生じた留保財源の全額は納付金減算への活用を希望します。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 「国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等取扱要領(厚生労働省 国民健康保険課 令和3年9月)」において、国保の安定的な財政運営の確保を図る観点から、財政調整事業にかかる決算剰余金について、県は、市町村と協議の上、積み立てるものとされている。 そのため、本県では、これまで決算剰余金が発生したことはないが、今後、発生した場合についての取り決めを定める必要がある。 なお、国保事業費納付金の軽減等その活用にあっても、法の定める要件に沿って取り崩すこととし、その際の具体的な取崩額については、市町村と協議の上、決定するものであるため、原文のとおりとする。
8	29 豊見城市	第3章 3 財政安定化基金の運用	21	36	次の項目及びその規定を削除 「(3)財政安定化基金を活用した年度間の財政調整 令和3年6月の……。」	普調交付金乖離問題(累積財源不足額55億円)について、これまで乖離理由について合理的な説明がないこと、加えてその補填策や財源確保策(制度的担保)が示されない中、乖離分を納付金へ転嫁することを前提に生ずる「決算剰余金」を見込むことは妥当ではないため。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 「国民健康保険財政安定化基金貸付・交付事業等取扱要領(厚生労働省 国民健康保険課 令和3年9月)」において、国保の安定的な財政運営の確保を図る観点から、財政調整事業にかかる決算剰余金について、県は、市町村と協議の上、積み立てるものとされている。 そのため、本県では、これまで決算剰余金が発生したことはないが、今後、発生した場合についての取り決めを定める必要がある。 なお、国保事業費納付金の軽減等その活用にあっても、法の定める要件に沿って取り崩すこととし、その際の具体的な取崩額については、市町村と協議の上、決定するものであるため、原文のとおりとする。
9	29 豊見城市	第3章 3 財政安定化基金の運用	21 ~ 22	35 3	「～県は、決算剰余金について、～」 「今後、県の国民健康保険特別会計において、剰余金の発生が見込まれる場合は、～」 ※剰余金の考え方について	P20「3 財政安定化基金の運用」にある「剰余金」と「余剰金」との違いについて、根本的な部分は同じものと感じますが、項目を分けて記載する事について、具体的な県の見解を教示願いたい。	C:質問・参考	決算剰余金から国庫負担金等返還金等を除いた額=剰余金と解釈	②意見等を踏まえ修正 「決算剰余金」と「余剰金」について、語意の違いから使い分けを想定しているものではないため、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(第21条の2)を踏まえ、「決算剰余金」に統一した記載に修正する。また、P20「3 財政安定化基金の運用」の柱書きは、文書構成上、(1)～(3)の記載内容を全体的にとらえて記載したものと整理している。
10	01 那覇市	第3章 3 財政安定化基金の運用	22	4	剰余金の発生が見込まれる場合は、 <b>市町村と協議の上</b> 、財政調整事業の実施を検討するものとする。	P.20の21行目に表現を統一する。事業費納付金を原資とした決算剰余金の取り扱いには市町村の関与が欠かせないため。	A:要請		②意見等を踏まえ修正 (御意見どおり)



No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
11	01 那覇市	第3章 3 財政安定化基金の運用	22	4	<u>なお、当該決算剰余金について、各市町村の事業費納付金の負担割合に応じて返還することを除外しない。</u>	事業費納付金納付のため、各市町村とも税率の引上げや法定外繰入を余儀なくされるなど厳しい財政実情があり、剰余金の返還を除外すべきでない。	A:要請		①原文のとおり(修正なし) 県国保特会において生じた決算剰余金は、財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で、県国保特会に繰り入れることにより、各市町村の納付金の負担割合に応じた減算など年度間の財政調整が可能となるものであることから、原文のとおりとする。
12	29 豊見城市	第4章 1 保険料(税)の現状	23	11	「～平成24年度以降増加しているもの～」を「～平成24年度以降増加傾向にあるもの～」に修正したほうが良いと感じます。	R3年度数値が減少しているため、「増加している」と断言するよりも、その兆候にあるという表現にしたほうが良いと感じます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 (御意見どおり)
13	09 名護市	第4章 2 保険料(税)水準の統一	28	6	令和6年～10年頃の「頃」と「医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、」の部分削除する。	都道府県運営方針に記載事項とされていることと、令和6～10年頃の間にも適宜見直す説明はありましたが、左の文言があると医療費水準の格差が縮小しない場合は統一への取組をしないように感じるため。	A:要請	運営方針に統一の時期が具体的に明記されないと税率改正時に議会及び市民への理解を難しいと思慮します。	①原文のとおり(修正なし) 保険料(税)水準の統一については、平成30年度から協議を重ね、令和5年2月に開催した、市町村長で構成する理事者等会合において、令和6年度からの統一を見送るなど、今後の取組について決定したところである。 県としては、当該決定事項を重く受け止め、取り組む必要があると考えていることから、原文のままとする。 なお、修正理由に示されている、運営期間中の見直しを行わないという趣旨ではないことを申し添えます。
14	10 糸満市	第4章 2 保険料(税)水準の統一	28	6	以上の取組を必要に応じて見直しつつ、令和6年度から10年度頃まで行った後、医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、の状況も考慮しつつ、令和11年度までに段階的に $\alpha=0$ とする保険料水準の統一にむけた取組を加速化実施する。	各市町村とも国保財政の運営は厳しい状況の中、第2期方針で達成できていない事項であり、第3期方針においては実施しなければならないものとの認識を各市町村で共有するため実施時期を明確にしていきたい。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 本県においては、医療費水準の市町村格差が大きく、納付金ベースの統一( $\alpha=0$ )を進めた場合、医療費が低い市町村の納付金が大幅に上昇するため、保険料水準の統一については、平成30年度から市町村と協議を重ね、令和6年度からの $\alpha=0.5$ への引き下げについて理解が得られたものと考えている。 それらを踏まえて、まずは、統一に向けた環境整備を図る新たな取組を行い、医療費水準の市町村格差を全国並みに縮小することを目指すこととしており、納付金の統一は、 $\alpha=0$ をさすものであることから、原文のままとする。

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
15	55 南城市	第4章 2 保険料 (税) 水準の統一	28	6	以上の取組を必要に応じて見直しつ つ、本運営方針期間中に納付金ベース の統一を目指すものとする。	国が示した保険料水準統一加速化プラン においても、次期国保運営方針期間 中に各都道府県における「納付金ベース の統一」を目指すこととされているた め。	A:要請		①原文のと おり(修正な し) 「保険料水準統一加速化プラン」は、国 として、各都道府県における取り組みを支 援するため、保険料水準の統一の意義や 保険料水準の統一を進める各段階にお ける論点や進め方等について示されたも のであるが、その活用にあたっては、市 町村間における医療水準や医療供給体 制に差があることに留意しつつ、地域の 実情に応じた取り組みがなされるべきと の考えが示されている。 本県においては、医療費水準の市町村 格差が大きく、納付金ベースの統一( $\alpha$ =0)を進めた場合、医療費が低い市町村 の納付金が大幅に上昇するため、保険料 水準の統一については、平成30年度から 市町村と協議を重ね、令和6年度からの $\alpha=0.5$ への引き下げについて理解が得ら れたものと考えている。 それらを踏まえて、まずは、統一に向け た環境整備を図る新たな取組を行い、医 療費水準の市町村格差を全国並みに縮 小することを目指すこととしており、納付 金の統一は、 $\alpha=0$ をさすものであることか ら、原文のままとする。
16	01 那覇市	第4章 2 保険料 (税) 水準の統一	28	8	<u>なお、将来的な完全統一を見据えて、 方針期間内に「納付金ベースの統一」 を目指すものとする。</u>	令和3年改正法及び令和5年改正法の 趣旨を踏まえた、国による「保険料水 準統一加速化プラン」を反映	A:要請	R5.2月の理事会会合で は、「保険料水準統一 の工程表(案)」でし か触れていない。方針 として明確に示す必要 がある	①原文のと おり(修正な し) 「保険料水準統一加速化プラン」は、国 として、各都道府県における取組を支 援するため、保険料水準の統一の意義や 保険料水準の統一を進める各段階にお ける論点や進め方等について示されたも のであるが、その活用にあたっては、市 町村間における医療水準や医療供給体 制に差があることに留意しつつ、地域の 実情に応じた取組がなされるべきとの 考えが示されている。 本県においては、医療費水準の市町村 格差が大きく、納付金ベースの統一( $\alpha$ =0)を進めた場合、医療費が低い市町村 の納付金が大幅に上昇するため、保険料 水準の統一については、平成30年度から 市町村と協議を重ね、令和6年度からの $\alpha=0.5$ への引き下げについて理解が得ら れたものと考えている。 それらを踏まえて、まずは、統一に向け た環境整備を図る新たな取組を行い、医 療費水準の市町村格差を全国並みに縮 小することを目指すこととしており、納付 金の統一は、 $\alpha=0$ をさすものであることか ら、原文のままとする。



No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
17	04 沖縄市	第4章 4 標準的な収納率	27	33	新たな取組を実施する。下線部分を「し、ひとまず納付金ベースの統一を目指す。」に修正する。	統一のレベルが曖昧なため。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 本県においては、医療費水準の市町村格差が大きく、納付金ベースの統一( $\alpha=0$ )を進めた場合、医療費が低い市町村の納付金が大幅に上昇するため、保険料水準の統一については、平成30年度から市町村と協議を重ね、令和6年度からの $\alpha=0.5$ への引き下げについて理解が得られたものと考えている。 それらを踏まえて、まずは、統一に向けた環境整備を図る新たな取組を行い、医療費水準の市町村格差を全国並みに縮小することを目指すこととしており、納付金の統一は、 $\alpha=0$ をさすものであることから、原文のままとする。
18	29 豊見城市	第4章 5 国保事業費納付金の算定方法	29	18	「～算定方式を基本とする。」を「～算定方式に基づいて行う。」又は「～算定方式を原則とする。」に表現を変更する事を検討できませんか？	保険給付費等を賄うために真に必要な納付金総額を算定していただきたく、今後も補正係数をかけることなく、各市町村に対し必要な納付金割り当てを行っていただくよう提案致します。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」は、法令に規定された事項を除き、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として位置付けられるものであることから、原文のとおりとする。
19	10 糸満市	第4章 5 国保事業費納付金の算定方法	31	12	ただし、将来の保険料(税)水準の統一に向けて、 $\alpha$ 値を令和11年度までに段階的に「0」にする。	各市町村とも国保財政の運営は厳しい状況の中、第2期方針で達成できていない事項であり、第3期方針においては実施しなければならないものとの認識を各市町村で共有するため実施時期を明確にしていきたい。	B:提案		①原文のとおり(修正なし) 本県においては、医療費水準の市町村格差が大きく、納付金ベースの統一( $\alpha=0$ )を進めた場合、医療費が低い市町村の納付金が大幅に上昇するため、保険料水準の統一については、平成30年度から市町村と協議を重ね、令和6年度からの $\alpha=0.5$ への引き下げについて理解が得られたものと考えている。 それらを踏まえて、まずは、統一に向けた環境整備を図る新たな取組を行い、医療費水準の市町村格差を全国並みに縮小することを目指すこととしており、納付金の統一は、 $\alpha=0$ をさすものであることから、原文のままとする。
20	29 豊見城市	第4章 5 国保事業費納付金の算定方法	31	24	「カ 保険給付費等における～」(以下同様)「等」は、除いたほうが良いと感じます。	保険給付費以外(出産育児一時金、葬祭費、保健事業費等)を対象経費としないのであれば、「等」にかかる項目が見当たらないため除いたほうが良いと感じます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 御指摘箇所及びP29「5 国保事業費納付金の算定方法」の「(2) 国保事業費納付金の算定式」の29行目及びP30「国保事業費納付金の算定方法」に記載の保険給付費(A)は、医療費分の納付金算定における保険給付費(A)に関する記載であり、本県においては、出産育児交付金や葬祭費、保険事業費を納付金の算定対象としていない。 なお、P29「5 国保事業費納付金の算定方法」の「(2) 国保事業費納付金の算定式」の24行目から25行目にかけての保険給付費等は、保険給付費以外に、後期高齢者支援金、介護納付金を含むことから「等」を付している。

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
21	29 豊見城市	第5章 1 保険料 (税)の収納状況	34	2	「令和3年6月1日時点～」を「令和4年6月1日時点～」に修正が必要と思われます。 図表5-6(注)「～翌年度6月1日時点～」の「度」は除くものと思われます。	図表5-6の内容と整合性を図る上で、修正が必要と思われます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 ・「令和3年6月1日」を「令和4年6月1日」に修正 ・図表5-6(注)の「各年度実績は出納整理期間経過後の翌年度6月1日時点の数値」を「各年度実績は翌年6月1日時点(出納整理期間経過後)の数値」に修正
22	01 那覇市	第5章 2 保険料 (税)の収納対策	38	15	図5-11 保険者規模別の収納率目標について、コロナ影響下である令和3年度を除外し算定することが適当である	同左	B:提案		②意見等を踏まえ修正 ※数値は別添「収納率目標(試算)」を参照願います。
23	29 豊見城市	第6章 1 レセプト点検の充実強化	41	11	「～財政効果額」と「～財政効果率」の後に(注)を追加する必要があると感じます。	19～20行の注釈文がどこを指しているか示す必要があり、他の文面との整合性を図る上で、追加する必要があると感じます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 (御意見どおり)
24	沖縄県国民健康保険団体連合会	第6章 3 療養費 支給事務の適正化	46	19 24	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師の施術	45頁16行において「師」を挿入している	B:提案		②意見等を踏まえ修正 御指摘の箇所は原文のとおり(修正なし)だが、以下2ヶ所を修正する。 ・19行「柔道整復、」を「柔道整復療養費」に修正する。 ・他の表記と合わせるため、45頁16行の「師」を削除する。
25	沖縄県国民健康保険団体連合会	第6章 3 療養費 支給事務の適正化	47	3	はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧師の施術	45頁16行において「師」を挿入している	B:提案		②意見等を踏まえ修正 御指摘の箇所は原文のとおり(修正なし)だが、以下のとおり修正する(各種療養費の記載並びを入れ替える)。 ・2行「柔道整復療養費、海外療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費」を「柔道整復療養費、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の施術に係る療養費、海外療養費」に修正する。
26	29 豊見城市	第6章 4 高額療養費支給事務の適正実施	48		図表6-9 「支給申請書の送付による申請促進」14市町村→28市町村とし、「ターンアラウンド方式」の前に(再掲)を追加したほうが表現として良いと感じます。	ターンアラウンド方式は、支給申請書の送付による申請促進の一部と解釈されるため、申請促進28市町村の内、ターンアラウンド方式14市町村という表現にするには修正が必要と感じます。	C:質問・参考		①原文のとおり(修正なし) 支給勧奨の実施状況(R5.12県国保課調査)によると、支給申請書の送付による申請促進は41市町村中のうち14市町村であり、その14市町村はターンアラウンド方式を採用している。なお、14市町村中、11市町村は、国保連合会に申請書作成を委託しているとの事である。

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
27	豊見城市	第6章 5 県による保険給付の点検、不正請求への対応等	50	18	「～が予定されている。」を「～が実施される。」に修正が必要と感ずます。	政府は、現行の健康保険証について、2024年12月2日から新規発行を廃止すると閣議決定されたため、保険証廃止は決定している事から、文言の修正が必要と感ずます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 第6章1から5については前置きが記載されていないこと、当該注釈は第6章6の(1)から(4)の取組に係る内容ではないことから、注釈そのものを削除する。  なお、別表第1及び第2の表の下に記載している注釈を下記のとおり修正する。  修正前: 令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証の一体化(保険証の廃止)が予定されている。 修正後: 紙の被保険者証は令和6年12月2日に廃止(令和5年12月22日閣議決定)
28	豊見城市	第7章 1 特定健康診査・特定保健指導の実施	53	21	「～割合は、41.3%で～」を「～割合は、41.2%で～」に修正したほうが良いと感ずます。	図表7-5で、沖縄県のメタボ該当者(26.2%)と予備群(15.0%)を合わせると「41.2%」となり、内容と整合性を図る上で、修正が必要と感ずます。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正 図表7-4及び図表7-5を修正(本文は修正なし)。7-4は単位を追記する。  ※小数点第2位以下の端数処理の関係で本文と図表のズレが生じている。メタボ・予備群合計の割合は41.3%となる。 メタボ 19997/76420=0.26229・・・ 予備群 11471/76420=0.15046・・・ メ+予=31468/76420=0.41275・・・
29	沖縄県国民健康保険団体連合会	第7章 2 生活習慣病の発症予防・重症化予防	59	9	糖尿病治療中断者のみならず、	糖尿病治療中断者「だけではなく」は、しゃべり言葉に感じる	B:提案		①原文のとおり(修正なし) わかりやすい言葉遣いのため、現状のままとする。
30	沖縄県国民健康保険団体連合会	第8章 3 市町村事務処理標準システム等の導入	64	10	3 市町村事務処理標準システムの導入及びシステムの共同利用	63頁24行に、「3に掲げる市町村事務処理標準システムの導入及びシステムの共同利用」と記載がある	B:提案		②意見等を踏まえ修正 意見等を踏まえ、御指摘の63頁24行を修正する。(3のタイトルは素案どおり)  ・63頁23行に「3に掲げる市町村事務処理標準システム以下、「システム」という。」の表記がないこと、自庁システムの自治体クラウドを共同利用している市町村があること等から、取組内容の記載を修正する。 ・第2期運営方針の状況とは異なり、国(デジタル庁)がガバメントクラウドの活用(努力義務)を進めているため、標準システムを共同利用する沖縄県国保共同クラウドについては、その在り方を検討する必要がある。

No.	提出者	国保運営方針 (第3期) 素案	頁	行	意見・修正案 (修正該当箇所は下線を引いてください)	意見(修正理由等)	意見 区分	備考	県の考え方(意見処理方針案)
31	沖縄県国民健康保険団体連合会	第8章 3 市町村事務処理標準システム等の導入	64	26	令和4年10月から開始している。	伊江村の令和4年10月3日の本稼働を皮切りに、残り6団体が順次本稼働したため。	C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正  標準システム導入済みで県クラウドを共同利用していない5市町村のうち、4市町村は自治体クラウドとしてクラウド環境を共同利用しているため、その内容も現状に記載したほうがよいと考える。  修正前:「このうち8市町村は、国保連合会が事業運営主体として構築したクラウド形態による共同利用(沖縄県共同クラウド形態)を令和5年4月から開始している。」  修正後:「このうち4市町村は自治体クラウド、8市町村は県が推進主体で国保連合会が事業運営主体として構築した沖縄県国保共同クラウドにより、標準システムをクラウド環境で利用している。」
32	沖縄県国民健康保険団体連合会	第8章 3 市町村事務処理標準システム等の導入	64	31 ~ 34	(質問) ・県クラウドに新たに参加市町村の環境を拡張し、今後も県クラウドを継続していくということでしょうか。  (意見) ・協業することの説明及び同意が取れていないと認識しております。 第2期運営方針にもあるように、現行クラウドの構築を以って終了したと認識しているため、協議が必要だと思います。 なお、合意形成がないまま、本方針に載せるのは難しいと思います。		C:質問・参考		②意見等を踏まえ修正  ※R6.1.18(web) 県クラウド利用の8市町村に修正案を確認。  ・当該表記はR5.5.31厚労省事務連絡「令和7年度末まで財政支援予定」を踏まえたものであり、現時点で「令和7年度末までに標準システムを導入予定」の市町村はありません。 ・努力義務とされているガバクラへの移行にあたり、県クラウドの継続については、県クラウドとガバクラを比較衡量し、県クラウド参加市町村及び貴会との協議が必要と考える。
33	沖縄県国民健康保険団体連合会	第8章 別表第2	2	1	徴収・収納対策管理監督者及び実務担当者研修会	管理監督者も対象として研修会を企画しているため。	B:提案		②意見等を踏まえ修正  (御意見どおり)

3 自由意見		県の考え方 (意見処理方針案)	
1	08 浦添市	<p>当該素案についての意見はないが、3年後の見直しの際には、医療費指数反映係数の<math>\alpha</math>の段階的な引き下げを前提に、令和6年度以降は検討・検証を行っていただきたい。非常に高額な医療費を必要とする方が住む市町村にあっては、被保者数が減っていく中で医療費は増額となる傾向があり、医療費水準の高い市町村の国民健康保険運営負担金は財政収支を悪化させる原因となっている。</p>	<p>市町村における国保の厳しい財政状況については、県としても承知しているところである。</p> <p>県としては、財政運営の責任主体として国民健康保険の安定的な運営が図られるよう、運営方針を踏まえ、見直しを行っていきたい。</p>
2	29 豊見城市	<p>No.5で質問させていただいてる件について、P20「3 財政安定化基金の運用」にある内容と根本的な部分は同じものと理解しており、P21「(3)財政安定化基金を活用した年度間の財政調整」を別で新規新設している事について、具体的な意図をご教示いただければと思い質問させていただきました。</p>	<p>P20「3 財政安定化基金の運用」の柱書きは、文書構成上、(1)~(3)の記載内容を全体的にとらえて記載したものと整理している。</p>



3 自由意見		県の考え方 (意見処理方針案)
3	29 豊見城市	<p>No.6・7で提案させて頂いている件について、本県国保財政には普調交付金乖離問題(累積財源不足額55億円)がある中、令和5年度県国保特会予算において乖離分を国保事業費納付金へ安易に転嫁(最終的に標準税率に反映され、被保険者の負担増となる。)されたことは非常に残念でした。 その原資である転嫁された納付金を「決算剰余金等の留保財源」や「余剰金」と捉える事に非常に違和感を覚えます。県においては、乖離分を安易に納付金へ転嫁することを自重いただき、根本原因である普調交付金乖離問題解決に向け引き続き積極的に取り組んで頂くと同時に、今後乖離により歳入欠陥が生じた場合は、県財政安定化基金(基金事業分)29億円の活用に加え、県においても法定外繰入等の検討を行っていただくよう切に願います。</p>
4	29 豊見城市	<p>※その他(No.5～7を除く12項目)については、県国民健康保険課において確認いただければと思います。</p>
		<p><b>1 前提</b> ①国保事業費納付金の算定においては、保険給付費から差し引く公費の一部として、普通調整交付金が確定係数として国から通知されている。 (※国保事業費納付金＝保険給付費－公費(普通調整交付金等)) ②確定係数とは、次年度の納付金を算定する際、国が交付見込みとして推計し、都道府県に示されるものである。(確定係数＝国の推計値) ③なお、算定した国保事業費納付金は年度途中に変更することができない。</p> <p><b>2 平成30年度からの状況及び対応</b> ④平成30年度以降、普通調整交付金の確定係数(国の推計値)が実交付額(実際に交付される額)より高く推計されることで、毎年、国保事業費納付金が低く算定されている状況にあり、毎年、決算において財源不足が生じているところである。 ⑤県としては、これまでも、国に対し差額補てんを求めるとともに(令和3年度においては、保健医療部長から厚労省の担当課長に要請を行い、18億円措置)、それでも不足する分については、財政安定化基金の取り崩し等による補填をおこなうなどして対応してきたところである。</p> <p><b>3 令和4年度の状況及び対応</b> ⑦令和4年度は、普通調整交付金の乖離に加えて、保険給付費の増により、財政安定化基金(当時16億円)基金が枯渇し、市町村への保険給付費等交付金の交付が困難となる懸念があった。 ⑧そのため、国に対して、県、市長会、町村会、国保連の連名で要請(令和5年2月8日)を行うとともに、令和5年度国保事業費納付金の算定において、<u>過年度乖離実績及び財政安定化基金残高状況を踏まえ、実交付額と乖離が生じないよう、確定係数の補正を行ったものである。</u></p> <p><b>4 今後の対応と県の考え</b> ⑨安定的運営が図られるよう、国に対して財政安定化基金の積み増しと、乖離が生じた場合、差額補填などを今後とも求めていく考えである。 ⑩なお、県における法定外繰入については、全国知事会における合意事項や市町村間の公平正、国に行っている財政支援の意義に照らし合わせみた場合、適当ではないと考えている。</p> <p>確認しました。</p>



第5章 図表5-11関係  
収納率目標（試算）

★運営方針（第3期）に採用

R6.1.15

パターン①

パターン②

厚生労働省年報データ

暫定値

		R4 被保険者数 年度平均					R4	直近5年平均				目標達成 市町村数 22(54%)	直近4年（R3除く）平均				目標達成 市町村数 24(59%)
		H30	H31(R1)	R2	R3	市町村毎		保険者規模別	四捨五入	目標	目標≤R4	市町村毎	保険者規模別	四捨五入	目標	目標≤R4	
1	那覇市	75,567	93.34	92.15	93.01	93.84	93.25	93.11	93.11	93.10	93.20	那覇市	92.94	92.94	92.90	93.00	那覇市
4	沖縄市	39,247	90.42	89.68	93.76	95.22	93.36	92.47	94.38	94.40	94.50	沖縄市	91.83	94.15	94.20	94.30	沖縄市
3	うるま市	36,810	94.16	94.49	95.23	95.13	94.06	94.61				うるま市	94.49				うるま市
8	浦添市	26,103	94.72	94.10	93.69	93.91	93.00	93.87				浦添市	93.86				浦添市
5	宜野湾市	25,229	96.11	95.10	95.50	95.44	93.66	95.10				宜野湾市	95.01				宜野湾市
9	名護市	16,556	94.30	94.77	94.37	95.17	94.03	94.51				名護市	94.36				名護市
6	宮古島市	16,429	93.42	94.29	96.08	97.24	96.73	95.55				宮古島市	95.16				宮古島市
10	糸満市	15,609	93.42	93.41	93.66	95.95	94.94	94.28				糸満市	93.87				糸満市
7	石垣市	15,001	94.82	95.02	94.89	95.66	95.06	95.08				石垣市	94.95				石垣市
29	豊見城市	14,048	96.40	96.00	96.77	96.57	95.24	96.19				豊見城市	96.10				豊見城市
23	読谷村	12,157	93.48	94.01	94.85	94.39	94.74	94.30				読谷村	94.28				読谷村
55	南城市	12,042	94.95	94.60	95.72	95.46	95.34	95.22	南城市	95.16	南城市						
25	北谷町	9,001	92.41	91.70	92.49	93.51	93.27	92.68	95.49	95.50	95.60	北谷町	92.48	95.35	95.30	95.40	北谷町
37	南風原町	8,835	96.68	95.89	96.80	96.63	96.10	96.41				南風原町	96.36				南風原町
28	西原町	8,586	96.28	95.41	95.75	96.11	94.41	95.58				西原町	95.44				西原町
30	八重瀬町	7,969	95.22	94.94	95.68	95.85	94.54	95.25				八重瀬町	95.09				八重瀬町
27	中城村	5,176	95.61	95.94	97.12	98.03	97.75	96.91				中城村	96.64				中城村
26	北中城村	5,104	97.24	96.97	96.30	96.44	95.56	96.49				北中城村	96.50				北中城村
35	与那原町	4,613	97.79	98.12	97.06	97.90	96.27	97.42				与那原町	97.30				与那原町
24	嘉手納町	3,989	94.98	96.05	97.19	97.15	97.47	96.57				嘉手納町	96.43				嘉手納町
15	本部町	3,934	94.94	94.46	94.97	95.06	95.03	94.89				本部町	94.85				本部町
16	恩納村	3,842	98.08	95.58	96.91	96.35	95.58	96.44				恩納村	96.47				恩納村
18	金武町	3,482	93.87	94.28	94.37	95.04	92.97	94.08	金武町	93.85	金武町						
14	今帰仁村	3,347	95.72	93.96	94.62	96.47	94.01	94.92	今帰仁村	94.56	今帰仁村						
38	久米島町	2,510	94.55	93.72	95.98	96.04	94.24	94.89	96.43			久米島町	94.63	96.29			久米島町
53	竹富町	1,951	95.23	94.81	96.36	96.08	96.40	95.76				竹富町	95.70				竹富町
19	伊江村	1,876	98.73	98.93	98.94	99.35	98.63	98.91				伊江村	98.81				伊江村
17	宜野座村	1,817	95.32	95.87	96.76	96.88	96.91	96.33				宜野座村	96.19				宜野座村
11	国頭村	1,424	96.29	95.08	96.44	97.10	96.93	96.36				国頭村	96.19				国頭村
12	大宜味村	1,043	96.52	96.91	97.04	96.72	97.22	96.88	95.97			大宜味村	96.93	96.20	96.20	96.30	大宜味村
13	東村	669	96.39	95.52	97.00	97.07	97.20	96.62				東村	96.51				東村
54	与那国町	478	93.66	94.54	92.52	92.28	91.83	93.02				与那国町	93.18				与那国町
41	座間味村	469	99.02	98.45	98.33	97.46	93.66	97.30				座間味村	97.26				座間味村
46	伊平屋村	435	94.66	89.17	98.98	91.54	92.64	93.49				伊平屋村	94.00				伊平屋村
47	伊是名村	418	92.26	95.17	96.99	96.76	97.99	95.79				伊是名村	95.54				伊是名村
44	南大東村	406	96.06	96.63	98.52	97.66	95.68	96.90				南大東村	96.70				南大東村
52	多良間村	368	94.93	96.11	96.57	93.94	91.86	94.70				多良間村	94.86				多良間村
40	渡嘉敷村	232	97.28	99.78	97.88	98.62	98.93	98.50				渡嘉敷村	98.48				渡嘉敷村
42	粟国村	173	98.25	99.00	100.00	99.45	98.17	98.90				粟国村	98.78				粟国村
45	北大東村	136	100.00	99.88	100.00	99.82	99.53	99.84	北大東村	99.84	北大東村						
43	渡名喜村	108	92.13	95.22	93.97	96.05	98.13	95.25	渡名喜村	95.03	渡名喜村						
			94.12	93.68	94.64	95.20	94.25										

※1 収納率 = #97収納額 / (#96調定額 - #161居所不明者分調定額)

※2 参考データ：H30～R3年度は厚生労働省年報、R4年度は保険者業務支援システムから抽出。